

知念高等学校いじめ防止基本方針

沖縄県立知念高等学校

1. はじめに

本校は、すべての生徒が、安心・安全に学校生活を送り、各教科の授業や特別活動、部活動等の様々な活動に主体的に取り組むことができるよう、お互いを思いやり、尊重し、生命や人権を大切にす教育の充実を図っている。特に、人権侵害としての「いじめ」は、人間として許されない行為であるとの強い認識に立って指導体制を整備し、「いじめ」の未然防止を図るとともに、「いじめ」の早期発見や、「いじめ」を認知した場合の適切かつ速やかな対応を図るため、知念高等学校いじめ防止基本方針を定める。

2. いじめ防止に関する基本的な考え方

いじめは、被害生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その健全な成長及び人格の形成に重大な危険を生じさせるなど人権に関わる重大な問題であり、決して許すことのできない行為である。また、いじめはどの生徒にも起こり得ることであり、被害者にも加害者にもなり得ることを警戒しなければならない。そのためには、「いじめは卑怯な行為であり、絶対に許されない」という意識を全ての生徒・職員が共有し、一人ひとりの生命・人権を尊重する態度を育み、未然防止に組織的・継続的に取り組む必要がある。

(1) 「いじめ」の定義（いじめ防止対策推進法第2条）

「この法律において『いじめ』とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であつて、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。」

具体的ないじめの態様は以下のようなものがある。

- ①冷やかしたりからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ②仲間はずれ、集団による無視をされる
- ③軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ④ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ⑤金品をたかられる
- ⑥金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ⑦嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ⑧パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

(2) いじめの禁止・防止

生徒はいじめを行ってはならない。または、いじめを看過してはならない。

職員はいじめの未然防止に努めなければならない。また、いじめを認識した場合は、速やかに対処しなければならない。

3. いじめ防止及び事後措置のための組織(別紙参照)

(1) 名称：いじめ防止対策委員会

(2) 構成：校長、教頭、生徒相談係、生徒指導主任、各学年主任、養護教諭、当該学級担任(いじめ発生時)、関係教諭(部顧問等)、その他
※中途退学対策・人権・相談・特別支援各委員会を中心に組織する。

(3) 役割

- ① いじめ防止の年間指導計画の策定
- ② いじめの未然防止と早期発見の推進
- ③ 校内研修の実施
- ④ 定期的なアンケート及び実態調査
- ⑤ いじめ発生時の措置
- ⑥ 関係機関との連携
- ⑦ その他

4. いじめ防止対策

(1) 未然防止の取組

加害生徒にならないために、学校生活におけるストレスを軽減させる取組を行う。そのために、「他者の役に立っている」「他者から認められている」という自己有用感や自己肯定感が持てるような指導を目指すとともに、いじめの非人間性を理解させる。

- ① 自己の存在意義を確認する取組を行う。
 - ア) 学校行事や部活動、学級活動、生徒会活動等への積極的参加を促し、知念高校への帰属意識を育み、仲間との連帯感を高める指導を行う。
- ② 基本的な学力を身につけさせる等、安心して学校生活を送ることができるように指導する。
 - ア) 身なりや礼儀、規律を正し授業や行事に臨む態度を養う。
 - イ) 職員は、生徒が「知った、分かった、できた」を実感させるような授業に努める。
 - ウ) 職員は、授業や集会等において、いじめを許容または誘発するおそれのある差別的な言動や行動等を慎む。特に体罰を行ってはならない。
- ③ 何がいじめなのか、いじめの態様とその卑劣さを理解させ、いじめを抑止する。
 - ア) いじめの事例を紹介（いじめに関するアンケート実施時）
 - イ) 科目「社会と情報」の授業において、情報端末を利用する場合のマナーを理解させる。

(2) 早期発見の取組

どの生徒もいじめの加害者と被害者の双方になり得るという認識のもと、生徒を観察する。いじめは目の付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われる。また、いじめられていても、本人が訴えることは少ない。ささいな兆候であってもいじめの疑いがある場合には早い段階からの的確に関わりをもち、積極的に認知する姿勢を持つ。

- ① いじめの兆候をつかむ
 - ア) 学級担任が朝夕の SHR で生徒の様子を観察する。
 - イ) 教科担任が授業の中で生徒の様子を観察する。
 - ウ) 養護教諭や教育相談係が生徒の相談内容からいじめの有無を吟味する。
 - エ) 日々の清掃時に分担区の監督が生徒の様子を観察する。
 - オ) アンケートを実施し、隠れたいじめがないかを探る。
 - カ) 学級担任が個人面談を通して生徒の状態を把握する。
 - キ) PTA 各支部と連携し情報を得る。

② 情報の共有

- ア) いじめの兆候をつかんだ場合、校長は、いじめ防止対策委員会を招集する。いじめ防止対策委員会は全職員に報告し、全職員目で観察を続ける。
- イ) 学級担任は保護者と連絡をとり、家庭での様子を把握する。
- ウ) 学年会は日頃より授業等で気になる生徒の情報交換を行い、異常が認められた場合、学年主任は全職員へ報告し、情報を共有する。

(3)いじめに対する措置

校長は、いじめ防止対策委員会を招集し、いじめか否かの判断を行う。必要ならば外部専門家や警察等の協力も仰ぐ。いじめであると認められる場合は次の措置を講じる。

- ① いじめを受けた生徒や、いじめを知らせてきた生徒の安全を確保しつつ事情を聴き取る。
- ② 事情とは、いつ(いつ頃から)、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景や人間関係にどのような問題があったか、職員がどのように対応したか等の事実をいう。
- ③ いじめを受けた生徒の保護者に連絡し、事情を説明する。家庭での様子も聴き取る。
- ④ いじめたとされる生徒からも事情を聴きとり、その保護者へ説明したうえで、毅然とした態度をもって指導を行う。
- ⑤ 当該学級や学年、または全体集会等を持って、いじめられた生徒の人権を最大限に勘案した説明をする。
- ⑥ 再発防止の手立てを検討する。

5. 重大事態への対処

重大事態の発生と調査 (いじめ防止対策推進法第 28 条第 1 項)

学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という。）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

(1) いじめ防止対策委員会は、重大事態の発生を認めた場合には通常の調査に加えて次の措置を講じる。

- ① 第 28 条第 1 項第 1 号に係る場合は、沖縄県教育委員会及びスクールカウンセラー他医療機関、与那原警察署の助言に従い必要な措置をとる。例えば次の場合である。

ア)自殺を企図した場合

イ)身体に重大な傷害を負った場合

- ウ)金品等に重大な被害を被った場合
- エ)精神性の疾患を発症した場合

- ② 第28条第1項第2号に係る場合は、沖縄県教育委員会及びスクールカウンセラー一他医療機関等の助言に従い必要な措置をとる。「相当の期間」とは、欠席が年間30日を目安とするが、一定期間連続して欠席をしているような場合はその限りでない。
- ③ 生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し立てがあった場合は、その時点で、いじめ防止対策委員会が重大事態と認めない場合も沖縄県教育委員会に報告し助言を仰ぐ。

県立学校教育課 電話 098-866-2715
 与那原警察署生活安全課 電話 098-945-0110 (代表)
 24時間いじめ相談ダイヤル(沖縄県教育委員会) 電話 0570-078-310
 スクールカウンセラー

6. 年間計画

原則各学期1回、アンケートを実施。生徒の実態を把握し、分析及び対策を行う。

時期	内 容
4月	中学校、前学年からの申し送りによる生徒状況の把握・学年会・学年集会 1年生オリエンテーション・スポレク大会・団結式・「社会と情報」におけるマナー指導
5月	いじめに係るアンケート①公開授業(授業参観)・三者面談・学年会・学年集会・生徒総会・青少年健全育成講話
6月	アンケート①の分析及び対策・Q-Uテスト・学年会・学年集会・拡大学年会
7月	学年会・学年集会・親睦運動会
8月	職員研修(Q-Uテスト)
9月	いじめに係るアンケート②・学年会・学年集会・知高祭・公開授業(評価シスム)
10月	アンケート②の分析及び対策・人権講演会・学年会・学年集会
11月	学年会・拡大学年会・学年集会・統一LHR
12月	学年会・学年集会・本方針の見直し検討・三者面談・本方針の検討
1月	いじめに係るアンケート③・学年会・学年集会
2月	学校評議員会・学年会・学年集会・アンケート③の分析及び対策
3月	学年会・学年集会

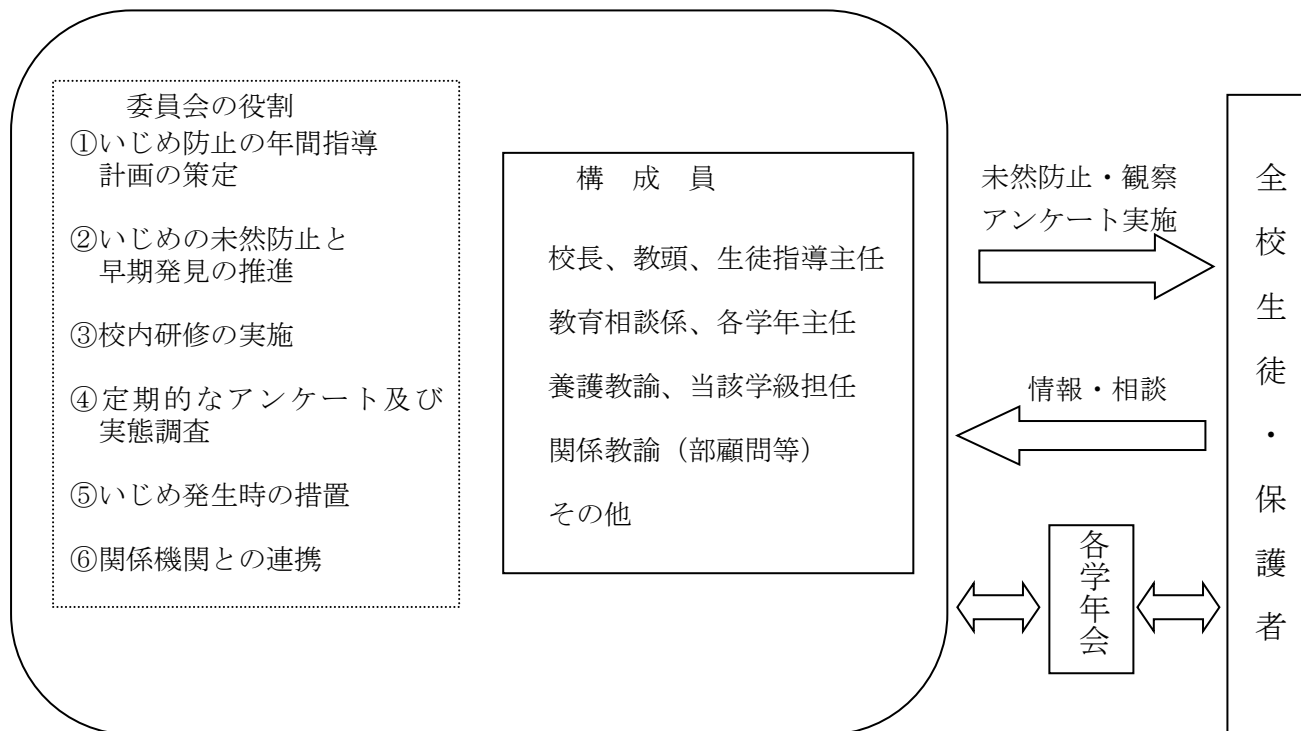
※附則 この方針は平成26年10月22日公布・施行する。

平成28年2月4日一部改訂、4月1日より施行する。

<別紙>

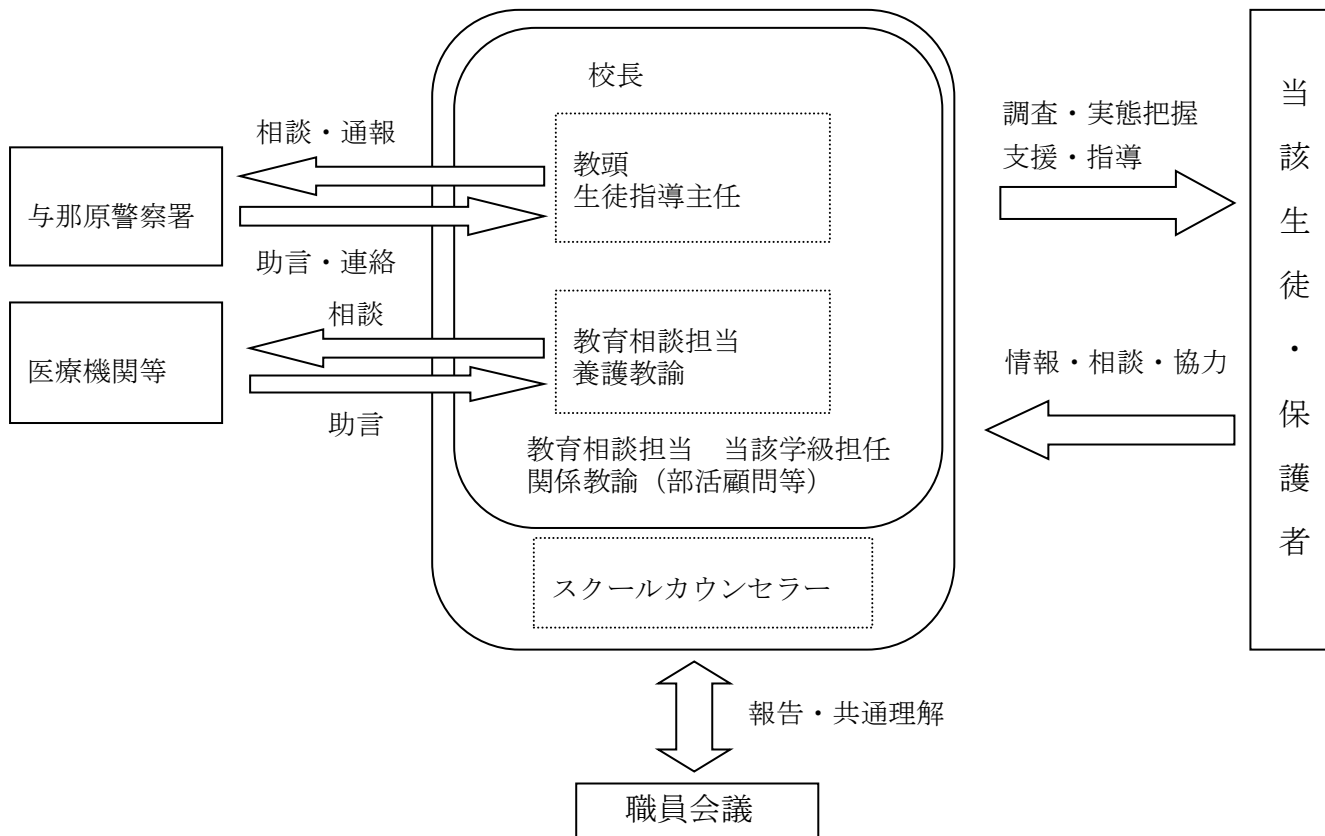
(1) 日常的体制（未然防止・早期発見）

いじめ防止対策委員会



(2) いじめの疑い・発生時の体制

いじめ防止対策委員会



(3) 重大事態発生時の体制

